

## 令和8年度台湾における観光営業代行等業務委託 仕様書

### 1 業務目的

現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社等に対して福井県の観光資源に関する情報の提供、セールスおよびプロモーション活動を実施することにより、本県の旅行商品造成、販売および本県への送客に結び付ける。

### 2 営業地域

台湾

### 3 業務内容

#### (1) 営業地域における情報収集活動

ア 現地旅行会社等から訪日旅行ならびに本県の旅行商品造成、販売および催行状況、本県への要望等に関する情報収集およびその取りまとめを行うこと。

イ 営業地域のトレンド等を踏まえた福井県プロモーション事業等に対する助言を行うこと。

#### (2) 旅行会社等への営業活動

ア 本県が有する海外向け営業資料、助成金制度および営業地域向けセールスシートを活用し営業を行うこと。その他、対象地域における営業で使用するため、必要に応じて営業ツール(ウェブページ、ノベルティ等)の作成等を行うこと。

イ 上記アの観光コンテンツのほか、台湾からの訪日旅行者に好まれそうな県内観光コンテンツを活用すること。その場合、県内事業者に対しインバウンド客の受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、営業代行の対象とすることの了解を得ること。

ウ 上記ア、イの観光コンテンツを繋ぐなど、福井県内で宿泊を含むモデルプランを作成すること。

エ 上記ア～ウを用いて、営業地域の旅行会社に営業を行い、旅行商品の造成、販売および催行を目指すこと。なお、営業を行う旅行会社の選定は受託者の責任において行うこと。

オ 本県に送客実績のある現地旅行会社等に対して、新たに本県の旅行商品の造成、販売等を促すとともに、今後送客を拡大するにあたって必要となる情報収集等を行うこと。

カ 本県への送客が確認できていない現地旅行会社等に対して、福井県の観光情報や助成金制度等の提供、モデルプランの提案等を行い、県内での宿泊を含む旅行商品の造成、販売等の支援を行うこと。

キ 報奨旅行を実施している現地企業やその取扱い旅行会社に対して、福井県内での宿泊を含む報奨旅行の企画支援等を行うこと。

ク 営業先の旅行会社等からの観光コンテンツに関する問い合わせについて、速やかに対応すること。

ケ 県が求める場合、本県が有する助成金制度の要綱、概要資料等を台湾において使用できるように翻訳すること。

コ 営業地域の旅行会社が本県に関する旅行商品を造成した場合、その商品の販売および催行状況を可能な限り把握すること。

### (3) ファムトリップの実施

- ア 台湾の有力な旅行会社を招請し、県内の観光素材のファムトリップを行うこと。
- イ 本県に適したターゲット(顧客、ツアーの種類等)を定義した上で、本県への誘客につながる可能性が高い効果的な旅行会社を選定し提案すること。
- ウ 台湾からの訪日旅行客の嗜好に加え、招請する旅行会社の意向および顧客層についても十分に検討し、魅力的な行程案を提案すること。
- エ ファムトリップの日数は2泊3日、招請する旅行会社の数は3社以上を目安とし、県と協議の上、行程等を決定すること。
- オ 招請する台湾の旅行会社の移動手段、飲食、宿泊(1名1室利用を想定)を手配すること。
- カ 招請する旅行会社および視察先との連絡調整、視察先の入館料、利用料、体験料等、招請に当たって必要な一切の手配を行うこと。
- キ 招請時は旅程が円滑に進むよう、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- ク 招請する旅行会社に対し、アンケート等を行い、視察先の評価や旅行商品の造成見込み等をヒアリングすること。

### (4) 商談会の開催

- ア 現地旅行会社と県内事業者との商談会を台湾現地において開催すること。実施時期は1月上旬～中旬を想定しているが、実施に当たってより効果的な時期がある場合は、理由も含めて提案することも可能とする。
- イ 商談会の構成および実施方法を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。商談会の構成および実施方法について、その提案理由を明確にすること。
- ウ 商談会に出席する現地旅行会社のアポイント手配および連絡調整を行うこと。参加する旅行会社数(見込み)を提案すること。
- エ 商談を行う県内事業者の参加社数と同数の通訳者を手配すること。
- オ 商談会を開催する会場、商談ブースの設営に必要な机、椅子やポスター掲示のための器具等の什器、パワーポイント投影およびDVD放映に必要なパソコン、プロジェクター、スクリーンの機材一式等、商談会の実施に必要な一切の手配を行うこと。
- カ 商談会会場の一画に、可能な限り福井県に關係する飲料や菓子類を置いたブースの手配を行うこと。ただし、最低限、参加者(現地旅行会社、県内事業者)の飲料を準備すること。
- キ 商談会時における参加者受付、会計、進行等の運営の一切を行うこと。
- ク 現地旅行会社および県内事業者を対象として、商談会に関するアンケートを実施すること。
- ケ アンケート内容を提案すること。提案に基づき、県と協議の上、決定すること。

#### 【2025年度 商談会開催概要】

開催日時:2026年1月14日(水)14:30~18:00

開催場所:IAET 国際会議中心1F 大会議室

参加者:福井県側 17団体27名、台湾側 38社56名

概要:福井県事業者のブースを設置し、台湾事業者との個別商談を実施。

#### (5) 営業地域におけるイベントへの出展

- ア 台北地域で開催される旅行博等のイベントに出展すること。出展するイベントについて、高いプロモーション効果を得られるイベントを選定し、提案すること。
- イ イベントへの出展方法については、本県への実送客に繋がる方法を提案すること。例えば、本県の旅行商品を販売する現地旅行会社と連携してブースを出展するなど、工夫すること。
- ウ 現地旅行会社と連携する場合には、何社と連携が可能かを必ず記載すること。
- エ イベントに配布するノベルティを制作すること。現地で人気があるもの、好まれるものを選定し、数量とともに提案すること。
- オ 旅行商品の購入者数、アンケート調査等、数値によりプロモーションの効果を測定すること。
- カ 一般来場者にアンケートを実施する場合、その内容が本県への誘客に向けた検討材料となるよう、認知度や観光客の嗜好・ペルソナ像、旅情報の収集手段等の設問を盛り込むこと。  
アンケートの設問について、県と協議の上、決定すること。アンケートのサンプル数は 300 以上とし、集計・分析レポートを作成すること。
- キ イベントにおいては、ブースの設置運営や現地調整等を円滑に遂行できるよう管理するとともに、現地言語と日本語でコミュニケーションが円滑に行える人員の手配、配置を行うこと。
- ク イベントへの出展に要する一切の費用のほか、各デザイン、制作、物品輸送、備品手配、翻訳費、ノベルティの配布に要する費用等の全てを委託料に含むこと。

##### 【2025 年度 旅行博参加概要】

イベント名: 2025 台北国際旅行博(ITF)

開催日時: 2025 年 11 月 7 日(金)~10 日(月)

開催場所: 台北市 南港展覽館 1 号館 1F・4F

概要: 旅行会社と連携し福井県での宿泊を含む訪日ツアーを販売。

#### (6) 営業活動のサポート等

- ア 本県が参加、実施する営業地域でのセールスコール等において、本県の一員として参画するとともに、セールス先のアポイント取得や同行通訳等サポートを行うこと。また、それに伴う現地での調整等において現地語でやり取りが発生した場合、必要に応じて文書の翻訳等のフォローを行うこと。
- イ 本県が営業地域においてセールスコール等を行った後に、商談した旅行会社を重点的に訪問して、旅行商品への組込み状況や本県への送客状況等をヒアリングし、必要に応じて県内事業者等と連携して旅行会社等が求める情報を提供する等のフォローアップを行うこと。
- ウ 県内事業者が営業地域で個別にセールスコールをする場合において、県内事業者が希望し、かつ、県が必要と認める場合、上記ア、イの場合と同様に、同行通訳等のサポートおよびセールスコール後のフォローアップを行うこと。
- エ その他、県内事業者から営業地域の情報に関する問合せへの対応を行うこと。

#### (7) その他

- (1)~(6)のほか、本県への送客に有効な施策がある場合、自主事業として提案すること。

#### 4 実績報告等

- (1)毎月10日までに、前月の活動状況、営業先から福井県への送客見込みや旅行商品の造成、販売および催行状況、営業先による観光コンテンツに対する評価等を取りまとめ、月例報告書として提出すること。
- (2)県は「3 委託内容(1)～(6)」の業務について、月例報告のほか、別途報告を求められることがあるが、速やかに対応すること。
- (3)「3 委託内容(1)～(6)」の業務について、令和9年3月24日までに、実績報告書を提出すること。実績報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、実績報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度にその結果について報告を求める。その他、県が必要とする事項を実績報告書に記載すること。

#### 5 目標値

- (1)現地旅行会社に対する1月あたりの営業件数および年度営業件数をその営業手段とともに提案すること。
- (2)「3 委託内容(2)～(6)」の実施による送客数(人泊数)目標を設定の上、理由とともに提案すること。

#### 6 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で支払う。振込先が外国の金融機関の口座になる場合、外国送金に伴う手数料はすべて事業者が負担すること。また、外国送金時の為替レートは県が指定する支払日のレートを使用する。為替変動を考慮した支払日の変更や契約金額の変更は行わない。

#### 7 その他留意すること

- (1)事業の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2)本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3)本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4)本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6)受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

- (7)受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8)県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9)その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。